

四日市市告示第 490 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の市道の路線の区域を変更する。

なお、その関係図面は、四日市市都市整備部道路管理課において、公示の日から3週間一般の縦覧に供する。

令和4年 8月 9日

四日市市長 森 智広

都市整備部 道路管理課

(区域変更)

(都市整備部道路管理課)

整理 番号	路線名	区域変更前起終点	追加区間幅員 削除区間幅員 変更区間幅員 変更前幅員 変更後幅員 (m)	追加区間延長 削除区間延長 変更区間延長 変更前延長 変更後延長 (m)	備考
		区域変更後起終点			
1	采女31号線	采女町字花ノ木934-5 采女町字松ノ木1639-3	4.1~13.7 1.9~6.5 -	271.4 268.2 -	区域を変更する 延長を変更する 幅員を変更する
		采女町字花ノ木934-1 采女町字松ノ木1639-3	1.6~6.3 1.6~13.7	555.9 559.1	
2	采女71号線	采女町字花ノ木927-2 采女町字花ノ木927-5	6.0~15.5 - -	175.0 - -	区域を変更する 延長を変更する
		采女町字石田1462-1 采女町字花ノ木927-5	6.0~8.1 6.0~15.5	52.1 227.1	
3	南小松采女3号線	南小松町字山田分621 采女町字名倉1808-1	- - 4.6~17.8	- - 60.4	区域を変更する 幅員を変更する
		南小松町字山田分621 采女町字名倉1808-1	4.0~25.3 4.0~25.3	1,584.2 1,584.2	